

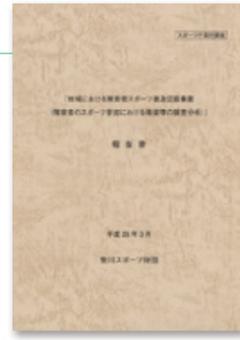
研究レポート2

# 障害者スポーツ、“福祉”から“スポーツ”へ 自治体の障害者スポーツ担当部署は「スポーツ担当」に

平成28年度 スポーツ庁『地域における障害者スポーツ普及促進事業  
(障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析)』報告書

■ 調査目的

本事業では、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態について把握し、健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を地域住民がさらに享受するための方策や目標設定の検討に活用することを目的とする。



## 主な調査結果

1 都道府県における障害者スポーツの主たる担当部署は、40道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、7都県が「首長部局のスポーツ担当部署」であった(図1)。市区町村については、「障害福祉・社会福祉関連部署」(65.9%)が最も多く、次いで「教育委員会等のスポーツ担当部署」(24.2%)が多かった(図2)。

2 2015年度に実施した障害者のスポーツ振興に関する事業は、すべての都道府県で「障害者スポーツの競技大会」を実施しており、市区町村では「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」を最も多くの自治体が発行していた。

3 事業実施の際の主な協力団体や委託先は、都道府県では「障害者スポーツ協会」がいずれの事業でも多く、市区町村では「市区町村社会福祉協議会」「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった。

■ 障害福祉・社会福祉関連部署 ■ 首長部局のスポーツ担当部署  
■ 教育委員会等のスポーツ担当部署 ■ その他のオリンピック・パラリンピック関連部署  
■ その他

図1 障害者スポーツの主たる担当部署(都道府県) [N=47]



図2 障害者スポーツの主たる担当部署(市区町村)



注) 2012年度調査では「その他のオリンピック・パラリンピック関連部署」の選択肢は含まれていない。

担当者のコメント

市区町村における障害者スポーツの主たる担当部署は、2012年度調査と比較すると、「障害福祉・社会福祉関連部署」が71.2%から65.9%と減少、「教育委員会等のスポーツ担当部署」が19.2%から24.2%と増加、「首長部局のスポーツ担当部署」が3.1%から6.1%と増加した。障害者のスポーツが医療分野で発展してきたりハビリテーションの延長から、生涯スポーツ・競技スポーツの観点から、「スポーツ」としての認識が変わってきていると言えるかもしれ

れない。事業を実施するにあたっては、前回調査に続き、社会福祉協議会、当事者団体、家族会等と協力・連携している市区町村が多かった。余暇活動のひとつとしてスポーツを継続的に提供するためには、仮に障害者スポーツの担当部署がスポーツ部局に移管したとしても、障害福祉部局は、福祉関連団体との連携の側面から、引き続き重要な役割を果たすことになるだろう。

笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員 小淵和也

## TOPICS

住民総参加型のスポーツイベント  
**チャレンジデー2017**  
2017年5月31日(水)  
**全国128自治体から  
339万人が参加**

お問い合わせ先[メール]: cday@ssf.or.jp (チャレンジデー担当)

**笹川スポーツ研究助成2017**

2017年度、優れた「人文・社会科学領域」の研究48件(一般20件、奨励28件)を支援しています

○研究のテーマ等はウェブサイトをご覧ください

**スポーツ専門ライブラリ 学遊館**

スポーツ関連の書籍・雑誌・調査報告書など約7,000冊を所蔵  
ウェブサイトから蔵書の検索もできます

○開館日時/月曜日～金曜日  
(土・日・祝は休館) 9:00～17:00

■ 調査結果、お問い合わせはこちら

ウェブサイト **www.ssf.or.jp**

電話 **03-5545-3303**

# SSF SPORT POLICY RESEARCH

スポーツ ポリシーリサーチ

VOL.19



## CONTENTS

研究レポート1

政策提言2017 「障害者スポーツ」

1. 都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会を中核に、「医療」「リハビリテーション」「学校教育」「福祉」の各分野で連携・協働を
2. 障害者団体(当事者団体、親の会など)にスポーツへの理解を促す

研究レポート2

障害者スポーツ、“福祉”から“スポーツ”へ  
自治体の障害者スポーツ担当部署は「スポーツ担当」に

笹川スポーツ財団は、国民が生涯を通じて  
それぞれが望むかたちでスポーツを楽しむ  
幸福を感じられる社会  
「スポーツ・フォー・エブリワン」の実現を  
ミッションに掲げるスポーツ専門の  
シンクタンクです。

研究レポート1

## 政策提言2017 ▶ 障害者スポーツ

笹川スポーツ財団は、スポーツ振興の担い手として、中長期にわたり国民のスポーツ環境が豊かになり、「スポーツ・フォー・エブリワン」社会が実現されるためにはどのような施策が必要なのかを検討。「地域スポーツ」「子どものスポーツ」「スポーツの場」「障害者スポーツ」の4テーマに基づき、「政策提言2017」を策定した。

## 障害者がスポーツに参加しやすい社会をつくるには

### 1 都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会を中核に、「医療」「リハビリテーション」「学校教育」「福祉」の各分野で連携・協働を

各分野の人材がもつ高度な専門性とネットワークを活用して、連携・協働する取り組みを増やすことで、障害者のスポーツ環境が整備できる。障害児・者の運動・スポーツを推進するためには、指導者に多様な経験・スキルが求められる(図1)。都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会が中心となり、多様な指導者と連携・協働することにより、地域の障害児・者がどのライフステージにおいてもスポーツに接する機会が創出される。そのためにも、協会の組織運営や事業を円滑に実施できる人材の確保を含めた基盤整備が不可欠となる。スポーツ庁が中心となり、スポーツ行政・福祉行政や地元企業など、多くのステークホルダーが協会を支援する体制を構築する必要がある。

#### スポーツ活動の意義を理解している医療・福祉関係者

● 障害児・者に対応することに専門性を有する医師・看護師・保健師、理学療法士・作業療法士、障害者施設の職員等は、障害の程度を問わず、さまざまな障害児・者と接する機会が多いため、障害児・者の生活の一部として、スポーツを紹介・提供できることが望ましい。

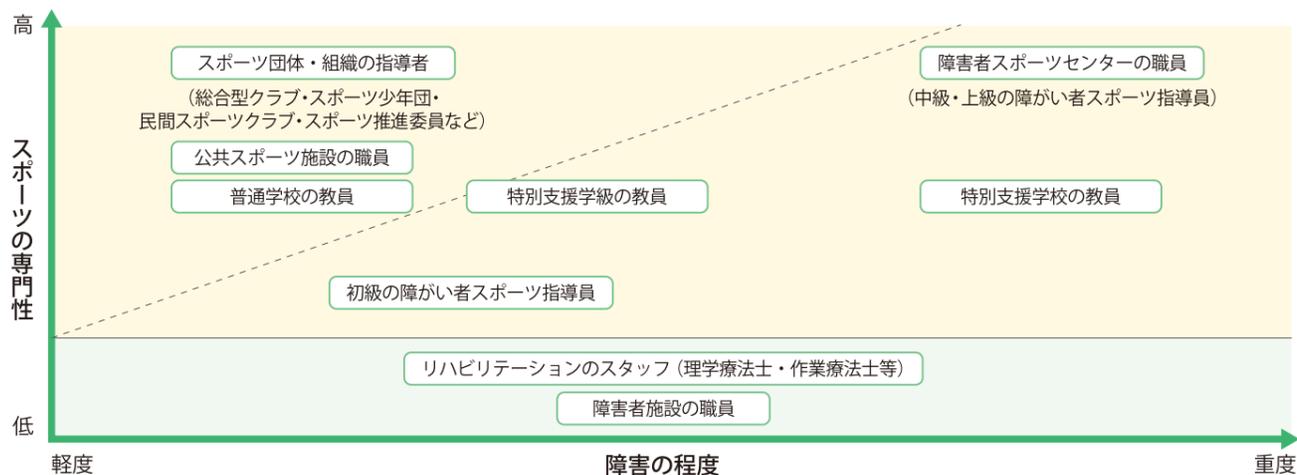
#### 障害児・者に対応できるスポーツ指導者

● スポーツ指導に専門性を有する普通学校の教員や地域のスポーツ団体・組織の指導者(総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブ)の指導者、スポーツ推進委員等)は、障害児・者に関する基礎的な知識をもつことが望ましい。

#### 障害児・者のスポーツ指導に高い専門性と豊富な経験をもつ障害者スポーツ指導者

● 特別支援学校の教員や障害者スポーツセンターの指導員は、重度・重複障害を含めた多様な障害児・者へのスポーツ指導を行うため、高い専門性と豊富な知識・経験が求められる。イギリス・ウスター大学のように、日本においても、大学が障害者スポーツ指導者養成学科を設置し、卒業生が地域の障害者スポーツの連携・協働体制の担い手として活躍することが望ましい。

図1 障害者のスポーツ指導に関わる人材の多様性



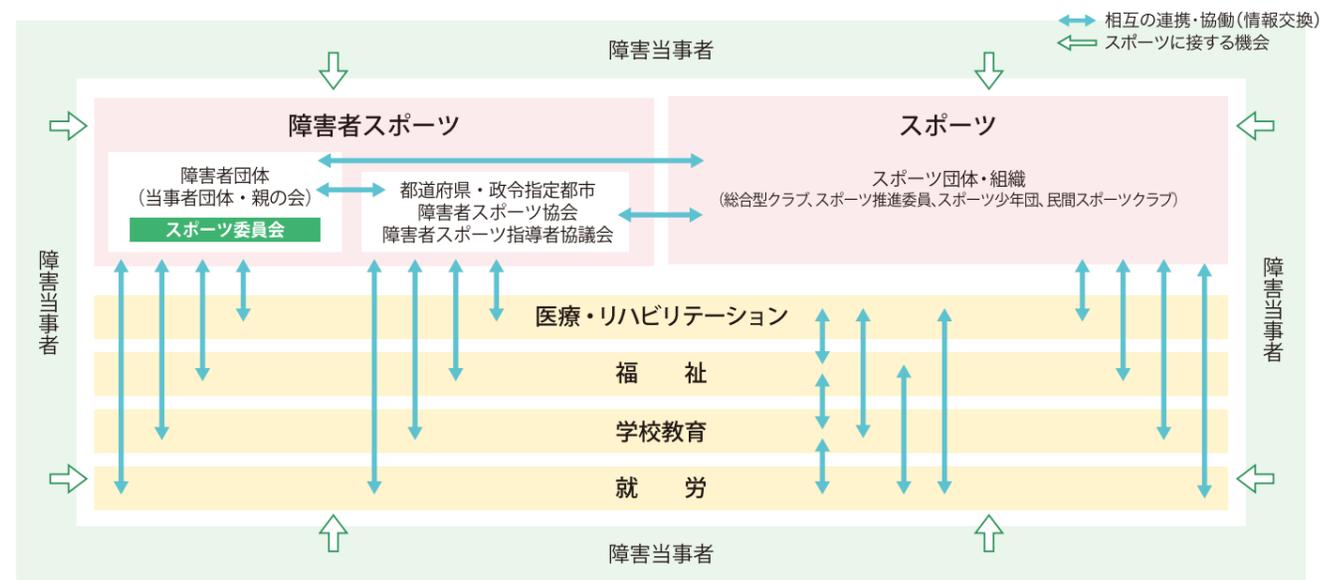
## 2 障害者団体(当事者団体、親の会など)にスポーツへの理解を促す

障害児・者やその家族の中には、生活上の不便さなどから、スポーツへの関心が低い人が少なくない。しかしながら、心身の健康づくりや交流・仲間づくりにスポーツが果たす役割は、障害の有無を問わず大きい。スポーツ関係者は、障害児・者の生活全般を支援する障害者団体と積極的な情報交換を行う中で、余暇活動のひとつとしてのスポーツの意義を今まで以上に理解する必要がある。ひとりでも多くの理解者が増えることが、障害児・者へのスポーツ機会の増加につながる(図2)。

#### 障害児・者ができるスポーツ情報の共有・理解促進

- 受傷・発症時期や周囲の支援体制などによりスポーツへの参加のきっかけは異なる。医療機関、障害者団体、障害者スポーツ団体が積極的に情報交換を行い、当事者への一貫した情報提供によって、いつでもスポーツに接することができるようになる。
- 障害者団体の国内統轄組織内に、スポーツ関係者を加えて、当事者、福祉、学校教育、就労などの関係者から構成される「スポーツ委員会」を設置し、当事者に対する情報提供を積極的に行う。
- 地域の障害者団体と都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会が連携して、情報交換や会員紹介などを行うことによって、地域の障害児・者がスポーツに接する機会を増やす。

図2 障害児・者がいつでもスポーツに接することができる連携体制図



(藤田「障害者スポーツの環境と可能性」2013を参考に作成)

## 障害の有無にかかわらず、スポーツに参加できる共生社会の実現

2011年のスポーツ基本法制定、2013年の東京パラリンピック開催決定以降、障害児・者のスポーツ環境の整備に向けた動きが加速している。国や地方公共団体では、障害者スポーツの普及啓発や人材育成、障害者アスリートの発掘・育成などの事業を次々に立ち上げ、従来にない規模の事業を展開している。こうした「追い風」を最大限に活かし、障害者のスポーツを大きく発展させるためには、障害者の運動・スポーツに関わるすべての組織や団体が、共通のピ

ジョンやゴールのために継続的に協働していく体制を整える必要がある。障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる社会をつくるためにも、個人個人の障害特性やニーズを理解して、一人ひとりに対応していく視点が不可欠である。東京パラリンピックがもたらす機運を、いかに「すべての人」のものとするか。それは超高齢社会の日本にとっても、重要な視点となるはずである。すべてのステークホルダーを巻き込んだ真の連携・協働が進むことを期待したい。



笹川スポーツ財団  
スポーツ政策研究所  
主任研究員  
小淵和也

